

山口市住民票の写し等本人通知制度実施要綱

平成24年7月1日
平成27年7月1日改正
令和2年4月1日改正
令和3年1月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、住民票の写し等を第三者等に交付した場合、事前に登録のあった者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票（消除された住民票を含む。）の写し、住民票に記載した事項に関する証明書及び戸籍の附票（消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍（除かれた戸籍及び改製原戸籍を含む。）の謄本又は抄本若しくは戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載した事項に関する証明書

2 この要綱において、「第三者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付の請求をする者の代理人
- (2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により戸籍謄本等の交付を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により戸籍謄本等の交付を請求する者

(登録対象者)

第3条 本人通知制度の登録対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 住基法に基づいて住民基本台帳に記録されている者（その住民基本台帳から消除された者を含む。ただし、消除されてから5年経過した住民票に記録されている者を除く。）
 - (2) 戸籍の附票に記録され、又は記載されている者（除かれた者を含む。）
 - (3) 戸籍法に基づいて戸籍に記載され、又は記録されている者（除かれた者を含む。）
- 2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、登録対象者としない。

(登録の手続き)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、山口市本人通知制度事前登録申込書（様式第1号）により、窓口において市長に登録（以下「事前登録」という。）を申し込まなければならない。

2 前項の申込みをする場合において、申込者は市長に対し、個人番号カード、旅券、運転免許証等の官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）若しくはその他本人であることを確認するため市長が適当と認める書類を提示又は提出しなければならない。

3 第1項の申込みを代理人により行おうとするときは、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類（ただし、本市に備え付けの公簿等により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。）

(2) 任意代理人 委任状

(3) 前2号の書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合には、申込みをする者の依頼により又は法令の規定により当該申請の任に当たるものであることを明らかにする書類、その他市長が前2号に準ずるものとして適当と認める書類

4 前項第1号に掲げる代理人のうち親権者が未成年者である申請と同一の世帯に属する場合は、当該申請者の氏名等を申請書の世帯員欄に記入することをもって、申請を行うこととすることができる。

5 第1項の申込みは、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便による方法により行うことができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により、山口市の窓口で直接申込みを行うことができない場合

(2) 他の市町村に居住している場合

6 前項の申込みにあたっては、第2項及び第3項の規定を準用する。

(事前登録)

第5条 市長は、前条の登録申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、山口市本人通知制度事前登録者名簿(様式第2号 以下「登録者名簿」という。)に登録するものとし、事前登録者であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(登録内容の変更等)

第6条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録の内容に変更が生じたとき、又は事前登録を廃止しようとするときは、山口市本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

2 前項の届出については、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。

(事前登録の廃止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事前登録を廃止するものとする。

(1) 廃止の届出があったとき。

(2) 事前登録者が死亡又は失踪宣告を受けたとき。

(3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権削除されたとき。

(4) 前条第1項の規定による変更の届出がなされなかったこと等により、所在が不明になったとき。

(5) その他市長が事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

(本人通知)

第8条 市長は、第2条第2項に規定する第三者等からの請求により事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、山口市住民票の写し等交付通知書(様式第4号。以下「通知書」という。)により当該事前登録者にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 事前登録者に対して通知することにより、第三者等の利益を著しく損なうおそれがあると認められるとき。

(2) 学術研究等における情報提供のために住民票の写し等を交付したとき。

(3) その他市長が特別な事情があると認めるとき。

2 通知書には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。